

第6期計画の高齢者施策・事業の検証

第6期計画の高齢者施策・事業の実施状況について、右の表の評価基準に基づき評価を行いました。

基本目標・施策の方向別の取組状況は以下のとおりです。
また、併せて国・大阪府の分野別基本指針の考え方と、アンケート調査結果と課題を記載しています。

評価指標	内容
A	実績増
B	実績維持
C	実績減
D	未実施、廃止
E	新規

基本目標1 総合的な健康づくりと介護予防対策の推進

(1) 健康づくりと生活習慣病の予防

基本施策	施策・事業名	評価
① 健康づくりの推進	1) 健康づくり意識の普及啓発	B
	2) 健康づくり活動への支援	B
	3) 食生活改善の支援	B
	4) 健康手帳の活用	B
	5) 健康相談の推進	B
	6) がん検診等の推進	B
	7) 骨粗しょう症予防の推進	B
	8) 予防接種	B
	9) 保健事業支援システムによる健康施策の推進	B
② 生活習慣病の予防の推進	1) 特定健康診査の推進	B
	2) 特定保健指導の推進	B
	3) 健康教育の推進	B
	4) 訪問指導	B
	5) 歯科健診の推進	B

取組の状況と課題等

- 14施策・事業中、すべて「B評価：実績維持」。
- 生活習慣病を予防し、寝たきり等のリスクを予防する上で重要な役割を果たす「特定健康診査の推進」については、無料化、がん検診とのセット受診可能な日程、土日健診の実施など受診しやすい体制づくりを行うとともに、広報やハガキを利用した周知を行い、受診勧奨を実施。
- 歯の健康づくりが寝たきりの予防にもつながりますが、「歯科健診の推進」については、20歳以上の住民に対し歯科健診を実施し、歯周疾患の予防、高齢時の残歯の本数の増加、口腔ケアや嚥下機能の維持・向上などライフステージに応じた啓発、検診を実施。

★健康づくり・生活習慣病予防の推進について、職場や地域で役割を担う壮・中年期の死亡を減少させ、高年期に活力ある生活を送る「健康寿命の延伸」には、青年期及び壮・中年期における健康づくりや生活習慣病の予防が重要。とりわけ、栄養・食生活の改善、身体活動・運動の習慣化、禁煙及び口腔機能の維持・向上等による健康づくりは、介護予防の基礎であることから、「第2次大阪府健康増進計画」の趣旨を踏まえつつ、市町村の特徴を生かした市町村健康増進計画の推進に努めることが必要。

● 施策・事業の取組状況	○ 制度改正等に伴う課題や国の指針
★ 大阪府の指針	◇ アンケート調査からの課題

取組の状況と課題等	
<p><高齢者アンケート調査から></p> <p>◇非認定者の治療中の病気または後遺症のある病気は、男女共に「高血圧」がトップで、男性が49.3%、女性が41.7%。男性は、「脳卒中」や「心臓病」「腎臓・前立腺の病気」が女性より特に高く、一方、女性は「筋骨格の病気」をはじめ、「目の病気」「高脂血症」が男性より特に高い。⇒生活習慣病の予防</p> <p>◇非認定者で何らかの介護・介助が必要な方の場合、その主な原因となった疾病等は、男性の場合、「心臓病」や「関節の病気」「視覚・聴覚障がい」が女性より特に高く、一方、女性は「骨折・転倒」や「その他」が男性より特に高い。⇒骨折・転倒の予防</p> <p>◇要介護等認定者の現在抱えている傷病については、男性は「脳卒中」が女性に比べて特に高くなっています。一方、女性は「筋骨格系疾患」や「変形性関節疾患」が男性より特に高い。</p>	
●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

(2) 総合的・効果的な介護予防の推進

基本施策	施策・事業名	評価
① 新しい介護予防事業の推進	1) 新しい介護予防についての啓発	A
	2) 介護予防対象者の把握とサービスの提供	B
	3) 介護予防教室の開催	B
	4) 介護予防ケアマネジメントの実施	B
	5) 訪問による指導・助言	B
② 介護予防の地域における展開	1) 介護予防のための自主グループの育成・支援	D
	2) 地域での住民の自主的な支援活動の推進	B
	3) 生活支援と介護予防の充実	B

取組の状況と課題等	
<p>● 8施策・事業中、「A評価：実績増」は、「新しい介護予防についての啓発」の1施策・事業があり、介護予防・日常生活支援総合事業の開始にあたり、ホームページや広報、パンフレットの作成により周知を図るとともに、集会所等で住民への説明会も開催。</p> <p>● 「B評価：実績維持」は、6施策・事業。</p> <p>● 「D評価：未実施」は、「<u>介護予防のための自主グループの育成・支援</u>」で、<u>自主グループのリーダーとなる人材の発掘ができていない状況</u>。</p> <p>● 「B評価」のうちの「介護予防教室の開催」では、大阪体育大学との共同で、二次予防事業対象者向けに、運動器の機能向上プログラム中心の教室を開催。 H27年度：全11回、参加者20人、延べ133人 H28年度：全11回、参加者25人、延べ240人 65歳以上の高齢者に対し、集会所等にて介護予防等についての普及・啓発を実施。 H27年度：6回</p> <p>● 「介護予防ケアマネジメントの実施」では、利用者の希望や状態に応じ、介護予防ケアプランを作成し、各種介護予防サービスを調整。当該業務は一部居宅介護支援事業所に業務委託して実施していますが、委託分のケアプランについても、評価・点検を実施。</p>	
●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

取組の状況と課題等

＜ケアプラン作成件数＞

H27年度：2,528件（うち委託分1,323件）

H28年度：2,450件（うち委託分1,246件）

- 「地域での住民の自主的な支援活動の推進」では、町社会福祉協議会によるサロン活動を始めています。
- 「生活支援と介護予防の充実」では、町社会福祉協議会によるサロン活動を始めているものの、さまざまな担い手による多様なサービスの展開ができていない状況です。

○地域課題を分析し、地域の実情に即して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこと。結果については、大阪府へ報告することが求められている。

○自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防に資する通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携、口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化などの取組が重要。

★生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が地域課題や資源を把握し、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた取組を進めるためには、市町村と生活支援コーディネーターとの情報共有や、生活支援コーディネーター同士の連携強化が重要。

★自立支援に向けたケアマネジメントを推進するためには、その前提として介護支援専門員に対し「介護予防・自立支援」に向けたケアプランの作成を積極的に促進していくことが重要。また、介護支援専門員への周知啓発やケアプラン事例の収集等については、一過性でなく、継続して取組んでいくことが重要。

＜高齢者アンケート調査から＞

◇非認定者の介護予防事業対象者率と生活機能全般、運動器機能、栄養状態、口腔機能の4分野別のリスク該当者率を性別でみると、女性は特に介護予防事業対象者率及び運動器機能低下者率が男性に比べて高い。

◇介護予防事業対象者は、運動器機能や閉じこもり関連、口腔機能について対象外の人に比べて特に差が著しい（3倍以上）。

◇非認定者の介護予防に関心がある率は78.0%で、介護予防事業対象外の人でも対象者も大差ない。

◇「街かどデイハウス」について「知らない」は、非認定者も要支援認定者もおよそ60%。「お元気いきいき教室」では、非認定者がおよそ70%、要支援認定者が64%。

「介護予防に関する啓発」では、非認定高齢者がおよそ70%、要支援認定者がおよそ60%。

◇健康づくりや介護予防について知りたいことは、非認定者では「認知症の予防」（33.9%）、「健康と運動」（29.4%）、「栄養、食事、調理など」（22.0%）が、要支援認定者では「転倒防止」（45.9%）、「認知症の予防」（41.0%）、「ストレスの解消法」（29.5%）が、それぞれトップ3。

◇介護予防事業に取り組むために必要な条件は、非認定者では「料金が無料または安いこと」（49.6%）、「楽しくできる雰囲気があること」（45.1%）、「自宅に近い場所で行われること」（37.5%）が、要支援認定者では「自宅に近い場所で行われること」（77.5%）、「楽しくできる雰囲気があること」（45.9%）「料金が無料または安いこと」（41.0%）が、それぞれトップ3。

●施策・事業の取組状況

○制度改正等に伴う課題や国の指針

★大阪府の指針

◇アンケート調査からの課題

基本目標2 高齢者の豊かな生活づくり

(1) いきがいづくりの推進

基本施策	施策・事業名	評価
① 生涯学習の推進	1) 各種講座の提供	B
	2) 知識や技術の活用	D
	3) 生涯スポーツの推進	B
	4) グループ・サークル活動等の育成支援	B
	5) 学習資料・情報の提供	B
② 社会参加の推進	1) 老人クラブの運営支援	B
	2) 総合福祉センターにおける事業の推進	B
	3) 老人福祉農園の運営	B
	4) 健康といきがい作りの推進	B
	5) コミュニティ活動活性化の支援	D
③ 就労支援	1) シルバー人材センターの活動の支援	B
	2) 求人情報の提供	A
	3) 高齢者が働きやすい職場環境づくり	E
④ 交流の促進	1) 学校等における世代間交流の促進	B
	2) 地域における世代間交流の促進	B

取組の状況と課題等
<ul style="list-style-type: none"> ●15施策・事業中、「A評価：実績増」は、「求人情報の提供」の1施策・事業があり、泉州エリアの求人情報紙「workinぱど(泉州広告(株))」のラック設置とともにハローワーク求人情報を1階EV前に設置することにより、持ち去り数が増加。 ●「B評価：実績維持」は、11施策・事業。 ●「D評価：未実施」は、「知識や技術の活用」と「コミュニティ活動活性化の支援」の2施策・事業で、<u>「知識や技術の活用」では、文化会館のクラブに対して、学びを地域の方々に広めませんかというなげかけを行ったが、希望者はいなかった。「コミュニティ活動活性化の支援」では、まず職員が他市町村の事例を研究することが必要。</u> ●「E評価：新規事業」は、<u>「高齢者が働きやすい職場環境づくり」の1施策・事業があり、「まち・ひと・しごと」の戦略事業として「レベルアップ支援補助金」をH28年度から新設。</u>65歳までの在住者及び在勤者が職業や就労に適した技能や資格を修得した際に、経費を一部補助するもの。 ●「B評価」のうちの「総合福祉センターにおける事業の推進」では、指定管理者である町社会福祉協議会により、総合福祉センターにおいて事業が実施されている。 <来館者数> H27年度：12,567人 H28年度：12,901人 ●「老人福祉農園」では、継続して事業を実施。 <利用者数> H27年度：25人 H28年度：27人 ●「健康といきがいづくりの推進」では、町社会福祉協議会において子どもとの世代間交流や各サークル・クラブによる施設等への慰問活動を行い、また、健康づくりのためグラウンドゴルフ大会や健康体操教室等を実施。 ●「地域における世代間交流の促進」では、キッズクラブが福祉センターを訪問し、高齢者から昔ながらの遊びを学ぶなど世代間交流を実施。

●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

取組の状況と課題等

●「B評価」のうち「地域における世代間交流の促進」では、キッズクラブが福祉センターを訪問し、高齢者から昔ながらの遊びを学ぶなど世代間交流を実施。

★高齢者の社会参加は、介護予防や生きがいづくりにもつながるものであり、高齢者が社会の一員として、豊かな経験や知識を活かすことができるよう、ボランティア活動等を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる機会を確保することが重要。

★高齢者が長年培ってきた知識・経験・技術等を活かし、就業を通じて社会貢献できるよう、就業相談や就業機会の確保など、高齢者の就業支援に努めるものとする。また、高齢者に、臨時的かつ短期的又その他の軽易な仕事を提供するシルバー人材センターの運営に対する支援に努めるものとする。

＜高齢者アンケート調査から＞

◇非認定者の介護予防事業対象者率は、趣味や生きがいがある人よりも「思いつかない」と回答した人のほうが高い。

◇介護予防事業対象者は、ボランティアグループ、スポーツ関係、老人クラブ、収入のある仕事などの地域での活動に週1回以上の参加率が対象外の人に比べて低い。

◇介護予防事業対象者は、誰かと食事を一緒にする機会が「少ない」及び「ほとんどない」人が対象外の人より多い。

⇒ **日頃から生きがいや趣味を持つことの重要性の啓発、地域での交流や会食の機会の充実**

◇生きがいや元気を保つために必要なことやしてみたいことは、非認定者では「家族・親族とのふれあい」(53.4%)、「旅行」(39.4%)。「家庭菜園での花・野菜・果物などの栽培や園芸」(31.3%)が、要支援認定者では「家族・親族とのふれあい」(39.3%)、「家庭菜園での花・野菜・果物などの栽培や園芸」(27.9%)、「家事」(19.7%)が、それぞれトップ3。

◇健康づくり活動や趣味等のグループ活動へお世話役として【参加したい】は、非認定者全体では27.7%、男性が30.6%、女性が25.6%で、男性が若干高い。

◇手助けできることでは、非認定者全体では、「話し相手」が44.3%でトップ、次いで「緊急時の連絡・応対」(30.6%)、「見守り」(28.2%)など。男性は「緊急時の連絡・応対」や「外回りの作業や力仕事」が女性より特に高く、女性は「話し相手」が特に高い。また、要支援認定者では「話し相手」が52.5%と特に高い。

⇒ **参加意向を生かせる仕組みづくり**

●施策・事業の取組状況

○制度改正等に伴う課題や国の指針

★大阪府の指針

◇アンケート調査からの課題

(2) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり

基本施策	施策・事業名	評価
① 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	1) 福祉のまちづくりの普及啓発	B
	2) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づく整備の推進	B
	3) 道路のバリアフリー化	B
	4) 移動の支援	B
② 交通安全対策の推進	1) 交通安全教室の開催	B
	2) 安全運転の啓発	B

取組の状況と課題等	
<p>● 6施策・事業中、すべて「B評価：実績維持」。</p> <p>● 「移動の支援」では、総合福祉センターを中心に、町内を巡回する福祉バスを運行。 <延べ利用者数> H27年度：12,227人 H28年度：12,263人</p> <p>● 「交通安全教室の開催」では、高齢者を対象とした交通安全教室を年に6回開催。</p> <p>● 「安全運転の啓発」では、自転車用ヘルメットの着用普及促進のため補助事業を実施。また、警察等の関係機関と連携して、「高齢者体験・実践型交通安全教室」などを実施。</p> <p>★福祉のまちづくりの推進に関し、高齢者、障がい者をはじめとするすべての人が安心してまちに出かけることができるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）及び「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、高齢者等に配慮した、まちづくりを推進することが重要。</p>	
● 施策・事業の取組状況	○ 制度改正等に伴う課題や国の指針
★ 大阪府の指針	◇ アンケート調査からの課題

基本目標3 地域での自立を支える包括的な生活支援体制の充実

(1) 相談支援・情報提供体制の充実

基本施策	施策・事業名	評価
① 相談体制の充実	1) 相談窓口の連携強化	B
	2) 苦情対応の強化	B
	3) 介護相談員の活動充実	B
	4) 身近な地域での相談対応の充実	A
	5) 関係機関との連携ネットワークの構築	B
② 情報提供体制の充実	1) 広報の充実	B
	2) 介護保険関係事業者連絡会を通じたサービス情報の提供	B
	3) 情報提供機能の充実	B
	4) 関係機関等との連携ネットワークの構築	B

取組の状況と課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 9施策・事業中、「A評価：実績増」は、「身近な地域での相談対応の充実」の1施策・事業があり、「身近な地域での相談対応の充実」では、毎月開催している民生委員・児童委員協議会の定例会において、社会状況に応じた研修を実施。また、<u>平成29年より地域住民による支えあい活動を支援する、ひとり暮らし高齢者見守り事業を開始。</u> ● 「B評価：実績維持」は、8施策・事業。 ● 「B評価」のうちの「苦情対応の強化」では、町介護相談窓口、地域包括支援センターでの苦情相談対応はもとより、社会福祉法人に老人介護支援センターを委託することにより、24時間365日の相談対応ができるようにしている。また、必要に応じ相談・解決機関を紹介。 ● 「介護相談員の活動充実」では、平成25年度より休止していた介護相談員派遣事業を再開し、町内介護施設及びデイサービス（受入先事業所12か所）を順番に訪問。訪問後には忠岡町に対して活動報告等を実施。 <延べ訪問件数> H27年度：9件 H28年度：22件 ● 「情報提供機能の充実」では、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」や、広域事業者より提供される、介護事業所の一覧等を活用。地域包括支援センターにおいては、近隣事業所の情報を随時収集しファイリングを実施。また、毎月開催される民生委員・児童委員協議会の定例会において、情報提供を実施し、適切な対応をとれるよう努めている。 ● 「関係機関等との連携ネットワークの構築」では、福祉事業所連絡会、民生委員・児童委員協議会定例会にて、情報交換を実施。 <p>○ サービス利用者の疑問、不満、不安等を解消し、介護サービスの質の向上を測るため、「介護相談員派遣等事業」を積極的に活用し、受入れ事業者数の目標を定めることが望ましい。</p> <p>★ 介護保険制度等にかかる苦情、相談については、直接的かつ総合的な窓口として対応し役割を果たすとともに、国保連や大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会等と連携を図るよう努めるものとする。</p>

● 施策・事業の取組状況	○ 制度改正等に伴う課題や国の指針
★ 大阪府の指針	◇ アンケート調査からの課題

取組の状況と課題等

★各種の情報について、地域で共有される資源との認識の下、医療・介護サービスの情報のみならず、地域包括支援センターの所在地や事業内容、サービス内容等について、幅広い情報提供を徹底することが重要。

- | | |
|-------------|------------------|
| ●施策・事業の取組状況 | ○制度改正等に伴う課題や国の指針 |
| ★大阪府の指針 | ◇アンケート調査からの課題 |

(2) 地域包括支援センターの機能強化

基本施策	施策・事業名	評価
① 地域包括支援センターと関係機関・団体等との連携	1) 地域包括支援センターの機能強化	B
	2) 地域ケア会議の体制確保	B
	3) 介護支援専門員の業務相談・研修の実施	B
	4) 民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携	B
	5) 介護相談員の活動充実（再掲）	B
	6) いきいきネット相談支援センターとの連携	A
	7) 社会福祉法人の社会貢献活動の促進	B
	8) 地域包括支援センター等に関する情報の公表等	B

取組の状況と課題等

- 8施策・事業中、「A評価：実績増」は、「いきいきネット相談支援センターとの連携」の1施策・事業があり、地域での課題に適切に対応できるよう、必要に応じ連携。また、平成29年より地域住民による支えあい活動を支援する、ひとり暮らし高齢者見守り事業を開始。
- 「B評価：実績維持」は、7施策・事業。
- 「B評価」のうちの「地域ケア会議の体制確保」では、平成29年度中の開催に向け進めている。
- 「介護支援専門員の業務相談・研修の実施」では、毎月町内居宅介護支援事業所が集まり、事例検討会を開催し、困難事例等について検討を実施。また、介護支援専門員の個別相談については随時対応。
- 「民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携」では、毎月開催している民生委員・児童委員協議会の定例会において、社会状況に応じた研修を行い、様々な相談に対応できるよう努めている。
- 「地域包括支援センター等に関する情報の公表等」では、ホームページや広報、パンフレットの作成により周知。また、介護予防・日常生活支援総合事業の開始にあたり、集会所等で住民への説明会も開催。
- 「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議により、高齢者個人への支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に諮ることが重要。
- 地域ケア会議の運営に当たっては、地域包括支援センターと役割を分担するとともに、市町村は地域課題を受け付ける窓口を明確にし、検討につなげていく体制の整備や医療・介護関係者の連携の推進により、地域ケア会議が円滑に実施することができる環境の整備が重要。
- ★多職種が連携した地域ケア会議を定期的で開催することが重要。また、国の施策の動向を踏まえ、自立支援型ケアマネジメントの強化に努めるものとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| ●施策・事業の取組状況 | ○制度改正等に伴う課題や国の指針 |
| ★大阪府の指針 | ◇アンケート調査からの課題 |

取組の状況と課題等
<p>★市町村が主体となり、「地域包括支援センター活動計画」を策定することが重要。</p> <p>○PDCAサイクルの充実による効果的な運営の継続という観点から、市町村及び地域包括支援センターは、運営協議会と効果的に連携を行いながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切に評価を行うこと。</p> <p>★地域包括支援センターの評価に当たっては、事業評価のプロセスの明確化、センター自身による自己評価を容易にする共通の自己評価表や市町村による実地指導を容易に行うためのチェック表の作成など、円滑に評価が行われるよう努めることが重要。</p> <p>○介護離職の防止など、介護に取り組む家族等を支援する観点から、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、企業や労働施策担当部門との連携など、地域の実情を踏まえた相談支援の強化について、具体的な取組を定めることが重要。</p>

●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

(3) 生活支援の充実

基本施策	施策・事業名	評価
① 介護予防・日常生活支援総合事業の実施	1) 介護予防・日常生活支援総合事業の提供	E
	2) 要支援者に対するサービスの提供	E
	3) 生活支援コーディネーターの配置	E
	4) 関係機関・団体等の連携の推進	E
② 生活支援の充実	1) 緊急時対応の強化	B
	2) 忠岡町在日外国人高齢者福祉金	B
	3) 軽度生活援助の推進	B
	4) 生活管理指導員派遣事業の実施	D
	5) 生活管理指導短期宿泊事業の実施	D
	6) 街かどデイハウス支援事業の推進	B
	7) 高齢者等配食サービス	B
	8) ふれあい型配食サービスの促進	B
③ 高齢者の住まいづくり	1) 高齢者の住まいの安定確保	B
	2) サービス付き高齢者向け住宅の質の向上	B
	3) 養護老人ホームの措置	D
	4) 軽費老人ホームの利用促進	B
	5) 住宅改修の促進	B

取組の状況と課題等
<p>●17施策・事業中、「B評価：実績維持」は、10施策・事業。</p> <p>●「D評価：未実施」は、「生活管理指導員派遣事業の実施」と「生活管理指導短期宿泊事業の実施」「養護老人ホームの措置」の3施策・事業で、いずれも事業は実施しているが対象者がいない状況。</p> <p>●「E評価：新規事業」は、「① 介護予防・日常生活支援総合事業の実施」の4施策・事業。「介護予防・日常生活支援総合事業の提供」では、<u>訪問介護及び通所介護については、既存事業所が移行することとなったが、ボランティア等の多様な主体によるサービス提供体制の構築が今後の課題。</u></p>

●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

取組の状況と課題等

- 「要支援者に対するサービスの提供」では、利用者の希望や状態に応じ、適正なケアマネジメントを行い、総合事業と予防給付の組み合わせも適宜実施。
- 「生活支援コーディネーターの配置」では、平成29年度より地域包括支援センターに配置。
- 「関係機関・団体等の連携の推進」では、介護予防・日常生活支援総合事業開始時には事業者向けの説明会を開催するとともに、福祉事業者連絡会にて情報交換を実施。
- 「B評価」のうちの「緊急時対応の強化」では、緊急通報装置の設置を実施。また、各自治振興協議会に支援者の抽出をしてもらい、要支援者に対して支援者が複数名で対応できるよう取り組んでいるが、**支援者が不足していることや支援者の高齢化が課題。**

＜緊急通報装置の延べ利用者数＞

H27年度：620人 H28年度：605人

- 「軽度生活援助の推進」では、ひとり暮らしの高齢者などに対して、買い物、掃除等の軽易な日常生活上の援助を行うヘルパー派遣を実施。

＜利用者数＞

H27年度：6人 H28年度：4人

- 「街かどデイハウス支援事業の推進」では、65歳以上の介護サービスを受けていない方を対象に、街かどデイハウスにて健康体操や、趣味創作活動等のサービスを提供。

＜延べ利用者数＞

H27年度：2,536人 H28年度：2,500人

- 「高齢者等配食サービス」では、おおむね65歳以上の調理困難なひとり暮らしの高齢者などに対して、栄養バランスのとれた食事を定期的に提供し、配食訪問時に利用者の安否確認を行い、健康状態に異常があれば関係機関等へ連絡を実施。

＜延べ利用者数＞

H27年度：306人 H28年度：333人

- 「ふれあい型配食サービスの促進」では、継続して事業を実施。

＜利用者数＞

H27年度：利用者数10人 延べ416食

H28年度：利用者数10人 延べ285食

- 「高齢者の住まいの安定確保」では、広域事業者指導課による有料老人ホームの一覧情報や、国土交通省が公開しているサービス付き高齢者向け住宅情報提供システムを活用して情報提供を実施。特定施設入居者生活介護などの需要と供給も検討を行っている。

- 「サービス付き高齢者向け住宅の質の向上」では、未届の有料老人ホームなどの把握に努めている。

- 「住宅改修の促進」では、介護保険制度による住宅改修について、パンフレットにより周知するとともに、住宅改修費の支給申請に係る理由書の作成者に対し、1件につき2,000円の助成金を交付。

＜利用件数＞

H27年度：1件

○生活困窮状態にある高齢者は、地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援機関等が連携して支援を行うことが重要。

★通所型サービスや住民運営の通いの場の設置に当たり、従来の街かどデイハウスを発展させる形をとるかどうかについて、地域資源の状況や個々の街かどデイハウスの運営状況などの実情に応じて、適切な検討をするよう努めるものとする。

●施策・事業の取組状況

○制度改正等に伴う課題や国の指針

★大阪府の指針

◇アンケート調査からの課題

取組の状況と課題等

- 公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて都道府県と連携を図りながら定めることが重要。
- 居住支援協議会等の場を活用することにより、適切な入居支援と入居後の生活支援体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることも重要。
- ★その他の施設の整備について、以下のとおり努めるものとする。
 - ア) 養護老人ホーム
施設の改築を優先的に推進することとし、新設や増設については、施設や市町村の実情等を勘案し、必要に応じ整備するよう努めるものとする。
 - イ) 軽費老人ホーム
老朽化した施設の建替えを優先して推進することとし、必要に応じ整備するよう努めるものとする。
- ＜高齢者アンケート調査から＞
- ◇非認定者が介護保険サービス以外のサービスやたすけあいを利用したい率は、男性が36.8%、女性が46.6%で女性が高い。また、利用したいサービスやたすけあいでは、全体では「通院の送り迎え」（17.2%）、「見守りサービス」（9.2%）、「買物の送り迎え」（9.1%）など。また、ひとり暮らしは男女共に利用意向率が高く、男性が45.1%、女性が51.8%。また、「通院の送り迎え」は、男性の夫婦2人世帯や女性の各世帯、「見守りサービス」は女性の1人暮らしと夫婦2人世帯で、それぞれ高い。
- ◇要支援認定者の利用したい率は、男性が64.8%、女性が64.3%で同程度。また、利用したいサービスやたすけあいでは、「通院の送り迎え」（32.8%）、「入院時の病院内での洗濯等援助サービス」（23.0%）、「買物の送り迎え」（19.7%）など。男性は「通院の送り迎え」をはじめ、「役場などに提出する書類の作成・援助」「ゴミ出し」「普段使っていない部屋の掃除」が女性より特に高く、女性は「入院時の病院内での洗濯等援助サービス」が男性より特に高い。
- ◇要介護等認定者が介護保険サービス以外の支援・サービスの利用率は50.2%で、利用内容は、「移送サービス」（23.4%）、「掃除・洗濯」（16.0%）、「外出同行」（11.7%）など。「移送サービス」は要介護1・2（26.9%）や要介護3以上（30.5%）が高い。
- ◇今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスは、「移送サービス」（37.5%）、「外出同行」（27.4%）、「掃除・洗濯」（25.3%）など。「移送サービス」は特に要介護1・2では46.8%と高く、「外出同行」も要介護3以上より高い。また、「掃除・洗濯」や「買物」は要支援1・2が最も高い。

●施策・事業の取組状況 ★大阪府の指針	○制度改正等に伴う課題や国の指針 ◇アンケート調査からの課題
------------------------	-----------------------------------

(4) 医療と介護の連携の推進

基本施策	施策・事業名	評価
① 医療と介護の連携強化	1) かかりつけ医等の普及	B
	2) 介護支援専門員と医療機関との連携	B
	3) 在宅医療ネットワークの構築	B
	4) 在宅医療についての相談や情報提供体制の確立	E

取組の状況と課題等

- 4施策・事業中、「B評価：実績維持」は、3施策・事業。
- 「E評価：新規事業」は、「在宅医療についての相談や情報提供体制の確立」の1施策・事業があり、平成29年度にポータルサイトの立ち上げを予定。
- 「B評価」のうちの「かかりつけ医等の普及」では、ふれあい大会にて、薬剤師会による啓発を実施。
- 「介護支援専門員と医療機関との連携」では、医療・介護の各専門職により、事例検討会（1回／年）、研修会（2回／年）をそれぞれ開催。
- 「在宅医療ネットワークの構築」では、2か月に1度、各専門職により、在宅医療・介護連携の取組について検討会を開催。また、町内医療機関にて、ターミナルケアの取組が行われている。

○自立支援・介護予防における口腔機能向上や低栄養防止に係る活動等、専門職が関わる活動に関連し、連携を図るべき専門職種として「管理栄養士、歯科衛生士、地域包括支援センターの職員等」の医療・介護関係職種を追記し、相互連携の推進、市町村が主体となった人材の育成を図りつつ、地区医師会等と協働の推進が重要。

○病床機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制・在宅医療・介護の充実等が一体的に行われるよう、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による「協議の場」を開催することが重要。

★地域の実情に合わせた在宅医療・介護連携のための体制の構築、維持、充実には、各地域における医療・介護連携の実態を把握し、課題の検討、課題に応じた計画的な施策立案及び実施に至ることが必要。

★医療・介護の専門職種については、相互理解や知識が不足し、職種間の連携が十分に図れていない場合があることを踏まえ、関係職種間の情報収集や定期的な会議の開催等の方法により、互いの顔や名前、職種、役割などについて理解し、容易に相談・連絡をすることができるよう、「顔が見える関係」を築くことが重要。

<高齢者アンケート調査から>

◇要介護状態になった時の生活の希望については、「自宅で、介護保険を利用した介護」は、家族介護の有無を問わず合わせて、非認定者全体では45.0%、要支援認定者では42.6%で、非認定者船体では、前回調査の49.0%より若干低下。また、「自宅で家族介護中心」を合わせると、【自宅で介護】希望は、非認定者が48.6%、要支援認定者が47.5%とおよそ半数。

◇自宅で最期まで療養できるかどうかについて「できると思う」は、非認定者では10.7%、要支援認定者では9.8%。一方、「難しいと思う」は、非認定者では49.1%、要支援認定者では363.9%。

◇「難しいと思う」理由は、非認定者も要支援認定者も「介護してくれる家族に負担がかかる」「症状が悪くなった時の対応に自分も家族も不安である」「経済的に負担が大きい」がトップ3。

◇訪問診療の利用率は、要介護3以上では37.9%で最も高い。

●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

(5) 認知症高齢者への支援の充実

基本施策	施策・事業名	評価
① 認知症に関する理解啓発や相談の充実	1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発	B
	2) 認知症サポーターの養成	B
	3) 認知症相談の充実	E
② 認知症の早期発見・早期対応	1) 認知症ケアパスの作成・普及	B
	2) 地域密着型サービス事業所との連携	B
③ 認知症高齢者や家族に対する支援	1) 専門医との連携の推進	E
	2) 認知症地域支援推進員の配置の検討	B
	3) 地域密着型サービスの提供	B
	4) 認知症高齢者徘徊見守りネットワークの創設	B
	5) 家族に対する支援	B

取組の状況と課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 10施策・事業中、「B評価：実績維持」は、8施策・事業。 ● 「E評価：新規事業」は、2施策・事業。そのうち、「<u>認知症相談の充実</u>」では、<u>認知症初期集中支援チームを配置し、町内医療機関の認知症サポート医と連携し、認知症発症初期から適切な支援が行えるように体制を整備。</u>また、<u>町全職員を対象とする認知症サポーター養成講座を実施。</u>受講者数107人 ● 「専門医との連携の推進」では、認知症初期集中支援チームを設置し、町内医療機関の認知症サポート医と連携し、認知症発症初期から適切な支援が行えるように体制を整備。（上記の再掲） ● 「B評価」のうちの「認知症に関する正しい知識の普及啓発」では、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症初期集中支援チームを設置し、周知のチラシを作成。 ● 「認知症サポーターの養成」では、継続して事業を実施。 H27年度：実施回数3回、受講者数111人 ● 「認知症ケアパスの作成・普及」では、調査研究を行っているところ。 ● 「地域密着型サービスの提供」では、地域密着型サービス事業所は地域のイベント等に積極的に参加。また、町包括支援センターは、運営推進会議や、福祉事業所連絡会にて、事業所と情報交換が行えており、必要時には連携がとれる体制ができています。 ● 「認知症地域支援推進員の配置の検討」では、地域包括支援センターで、専任の認知症地域支援推進員を配置することを検討。 ● 「認知症高齢者徘徊見守りネットワークの創設」では、忠岡町高齢者等見守りネットワーク事業により、事前登録した徘徊の可能性のある方の情報を、徘徊発生時には協力福祉事業所に情報発信を行い、早期発見するための体制を整備。 ● 「家族に対する支援」では、認知症初期集中支援チームを設置し、町内医療機関の認知症サポート医と連携し、発症初期からの支援体制を整備。（再掲）<u>家族介護者交流事業については未実施。</u> <p>○ 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、「認知症への理解を深めるための普及・啓発」「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」「若年性認知症施策の強化」「認知症の人の介護者への支援」「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり」など、新オレンジプランに沿った認知症施策を進めることが重要。</p>

● 施策・事業の取組状況	○ 制度改正等に伴う課題や国の指針
★ 大阪府の指針	◇ アンケート調査からの課題

取組の状況と課題等
<p><高齢者アンケート調査から></p> <p>◇要介護等認定者が現在抱えている傷病で「認知症」は20.2%で、「その他」を除くと「眼科・耳鼻疾患」(25.8%)、「筋骨格系疾患」(25.0%)に次いで3番目に高い。また、男性が22.4%、女性が19.2%で大差ない。</p> <p>◇非認定者が認知症について「よく知っている」は38.4%、「少し知っている」は57.1%で、「知らない」は3.7%と低い。また、「良く知っている」は前回調査(50.2%)より低下。 ⇒認知症についての正しい理解と適切な対応についての知識の普及啓発が必要。</p>

●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

(6) 参加と協働による地域福祉活動の推進

基本施策	施策・事業名	評価
① ボランティア・NPO活動の促進	1) 体験ボランティアの実施	B
	2) ボランティア活動の促進	E
	3) NPO等活動の促進	B
② 地域福祉活動の促進	1) 生活支援コーディネーターの配置(再掲)	E
	2) 地区福祉委員会の活動の促進	B
	3) 高齢者の孤立死の防止	A
	4) 民生委員・児童委員の資質の向上	B
	5) 高齢者サポーター等の育成	D

取組の状況と課題等
<p>●8施策・事業中、「A評価：実績増」は、「高齢者の孤立死の防止」の1施策・事業があり、民生委員・児童委員の活動を促進するとともに、<u>平成28年度には、高齢者を見守る官民パートナーシップ協定を調印し、高齢者の生活上の異変を把握する体制強化を図った。</u>また、<u>平成29年より地域住民による支えあい活動を支援する、ひとり暮らし高齢者見守り事業を開始。</u></p> <p>●「B評価：実績維持」は、4施策・事業。</p> <p>●「D評価：未実施」は、「<u>高齢者サポーター等の育成</u>」の1施策・事業で、<u>人材の確保ができていない</u>状況。</p> <p>●「E評価：新規事業」は、「ボランティア活動の促進」と「生活支援コーディネーターの配置(再掲)」の2施策・事業。「<u>ボランティア活動の促進</u>」では、<u>平成28年8月に町社会福祉協議会にてボランティアセンターを設立。</u>ボランティア入門講座や手話通訳奉仕員講座等を実施。 個人ボランティア登録数：9人、ボランティアグループ：8グループ、70人</p> <p>●「B評価」のうちの「体験ボランティアの実施」では、忠岡・東忠岡小学校の5・6年生を対象に啓発活動等を実施。 H28年度：参加者193人</p> <p>●「地区福祉委員会の活動の促進」では、2小学校区を計10地区に細分化し、サロン活動や個別訪問活動、地域活動への参加等を実施。 H27年度：38回実施、参加者延べ1,836人 H28年度：244回実施、参加者延べ3,819人</p>

●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

取組の状況と課題等

- 地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人や子どもなどへの支援を含む「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備が求められている。
- ★地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組や、様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制の整備が必要。
- ★複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域包括ケアセンター等の相談支援事業者が利用者自身とその利用者の属する世帯が抱える生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な機関につなげていくことが必要。
- ★高齢者の孤立防止について、CSWや民生委員・児童委員、地域包括支援センター等との連携強化によるワンストップ窓口の整備の検討や、地域の見守り・発見機能の強化のため、地域住民をはじめ、新聞・乳飲料販売や電気・水道・ガス等のライフライン事業者、宅配・コンビニエンス事業者等と連携した新たな体制づくり、地域の見守り体制の拡充や専門職との連携・協力体制づくりに、より積極的に取り組むことが重要。

＜高齢者アンケート調査から＞

◇健康づくり活動や趣味等のグループ活動へお世話役として【参加したい】は、非認定者全体では27.7%、男性が30.6%、女性が25.6%で、男性が若干高い。

◇手助けできることでは、非認定者全体では、「話し相手」が44.3%でトップ、次いで「緊急時の連絡・対応」(30.6%)、「見守り」(28.2%)など。男性は「緊急時の連絡・対応」や「外回りの作業や力仕事」が女性より特に高く、女性は「話し相手」が特に高い。また、要支援認定者では「話し相手」が52.5%と特に高い。

⇒ 参加意向を生かせる仕組みづくり

●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

(7) 防災・防犯対策の推進

基本施策	施策・事業名	評価
① 防災対策の推進	1) 防災意識の啓発	B
	2) シルバーライフラインの充実（地域ケア体制整備事業）	B
	3) 老人日常生活用具給付	B
	4) 地域防災力の向上	B
② 防犯対策の推進	1) 住民の支え合いによる防犯対策の推進	B
	2) 消費者被害の防止と対応の充実	B

取組の状況と課題等

- 6施策・事業すべて「B評価：実績維持」。
- 「B評価」のうちの「防災意識の啓発」では、町において防災訓練や防災講演会を開催し、各自主防災組織では避難訓練や机上訓練等を実施。訓練を実施する自主防組織や参加者が特定のものとなることが課題。

●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

取組の状況と課題等

- 「シルバーライフラインの充実（地域ケア体制整備事業）」では、災害時における高齢者の安否確認や避難のための体制づくりに向け、複数の支援者が担当できるように充実を図るとともに、福祉避難所の指定や事業者との協定を締結し、高齢者の生活を支える体制づくりを支援。また、高齢者等を対象に、地震発生時に備えて、家具転倒防止器具の現物支給を実施。
- 「老人日常生活用具給付」では、事業を継続して実施。
＜利用者＞
H27年度：2人 H28年度：1人
- 「住民の支え合いによる防犯対策の推進」では、まちを明るくすることにより犯罪の減少を目指す一戸一灯運動や季節ごとの地域安全運動、年末には夜警運動を実施。

●施策・事業の取組状況

○制度改正等に伴う課題や国の指針

★大阪府の指針

◇アンケート調査からの課題

基本目標4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

(1) 高齢者の人権尊重と虐待防止

基本施策	施策・事業名	評価
① 人権意識の啓発	1) 学校における福祉教育の推進	B
	2) 人権啓発の推進	B
② 高齢者の虐待の防止	1) 高齢者虐待防止に関する意識啓発	B
	2) 虐待対応システムの充実	B
	3) 措置制度の活用	B
	4) 施設等における身体拘束ゼロの取組の促進	B
	5) 本人や家族に対する理解啓発	B
	6) 介護家族に対する相談支援の強化	B

取組の状況と課題等				
<ul style="list-style-type: none"> ● 8施策・事業すべて「B評価：実績維持」。 ● 「学校における福祉教育の推進」では、忠岡小学校6年生、東忠岡小学校5年生が、社会福祉協議会と連携して車いす体験を実施。 ● 「施設等における身体拘束ゼロの取組の促進」では、大阪府で開催される認知症介護実践者研修等への参加を促している。 ● 「本人や家族に対する理解啓発」では、パンフレットにより啓発。身体拘束に関する報告・発見等はなかった。 ● 「介護家族に対する相談支援の強化」では、相談内容に応じ、指導・助言を行うとともに、必要に応じ訪問等による状況把握に努め、関係機関や各種サービスへの連絡・調整も実施。 <p>○ 高齢者虐待については、「広報・普及啓発」「ネットワーク構築」「行政機関連携」「相談・支援」など、体制整備が重要。擁護者による虐待については、相談機能の強化・支援体制の充実など地域の実情に応じた取組を行なうことや、養介護施設従事者等による虐待については、研修やストレス対策などを適切に行うことが重要。</p> <p>★ 養介護施設従事者による虐待や身体拘束を防止するため、意識改革やサービスの質的向上など、従事者の資質の向上に向けた支援に取り組むことや、高齢者虐待防止の体制の整備・強化に向けて、困難事例に対する、担当職員の対応力の向上、関連部局及び関係者との連携等を図ることが重要。</p>				
<table border="0"> <tr> <td>● 施策・事業の取組状況</td> <td>○ 制度改正等に伴う課題や国の指針</td> </tr> <tr> <td>★ 大阪府の指針</td> <td>◇ アンケート調査からの課題</td> </tr> </table>	● 施策・事業の取組状況	○ 制度改正等に伴う課題や国の指針	★ 大阪府の指針	◇ アンケート調査からの課題
● 施策・事業の取組状況	○ 制度改正等に伴う課題や国の指針			
★ 大阪府の指針	◇ アンケート調査からの課題			

(2) 高齢者の権利擁護

基本施策	施策・事業名	評価
① 権利擁護事業の利用促進	1) 日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知	B
	2) 権利擁護体制の整備・充実	B
	3) 高齢者の権利擁護に関する相談の充実	B
	4) 成年後見制度の利用支援	B
	5) 住民の後見人の養成	B
	6) 個人情報の適切な利用	B

取組の状況と課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 6施策・事業すべて「B評価：実績維持」。 ● 「権利擁護体制の整備・充実」では、福祉事業所連絡会の研修で、町社会福祉協議会と共に周知を実施。 ● 「高齢者の権利擁護に関する相談の充実」では、成年後見制度について、利用に向け積極的に対応。 ● 「成年後見制度の利用支援」では、町長申立てに係る費用を、成年後見人等報酬扶助額は、月額で在宅28,000円、施設入所18,000円を上限に支給し、申立てに係る経費は全額負担。 <利用状況> H27年度：報酬扶助対象者1人、申立て件数：2件 H28年度：報酬扶助対象者2人 ● 「住民の後見人の養成」では、大阪府社会福祉協議会に委託し、市民後見人養成講座を府下市町村と共同で実施。 ○ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」（H28.4.15公布）の施行（H28.5.13） ★ 成年後見制度利用促進法に基づく取組の推進や日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、老人福祉法に基づく成年後見制度の市町村申立てを積極的に活用するなど、認知症高齢者等の権利擁護に取り組むことが重要。さらに、親族がいない場合や弁護士・司法書士等の専門職後見人の利用が困難な場合もあることから、大阪府と連携して、市民後見人を確保できる体制の整備やその活動の推進に積極的に取り組むとともに、社会福祉法人等による法人後見の導入についても検討することが重要。

● 施策・事業の取組状況	○ 制度改正等に伴う課題や国の指針
★ 大阪府の指針	◇ アンケート調査からの課題

基本目標5 利用者本位の介護保険事業の推進

(1) 介護サービスの充実

基本施策	施策・事業名	評価
① 在宅サービスの充実	1) 事業者相互の連携促進	B
	2) 医者との連携によるきめ細やかなサービスの提供	B
	3) 人材の確保	B
	4) 短期入所サービス等不足サービスの充実	B
	5) 居宅サービス基盤の充実	B
② 居住性に配慮した施設整備	1) 介護保険施設における個室ユニットケアの導入促進	B

取組の状況と課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 6施策・事業すべて「B評価：実績維持」。 ● 「医者との連携によるきめ細やかなサービスの提供」では、医療・介護の各専門職により、事例検討会（1回／年）、研修会（2回／年）を開催。また、町内医療機関にて、ターミナルケアの取組が行われている。 ● 「人材の確保」では、介護事業種に特化していないが、地域の求職・求人マッチングの機会として2市1町で毎年「就職情報フェア」を開催。また、町内在住者を正規雇用了事業者補助金給付を実施。 ● 「居宅サービス基盤の充実」では、ケアプランの点検・評価を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <点検件数> H27年度：180件 H28年度：288件 <p>○ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一定の高齢障害者に対し、利用者負担を軽減（償還） ● 障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進 <p>○ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。 <p>○ 2025年を見据えて、第7期に必要な介護人材の数等を推計することが重要。推計にあたっては、2025年の介護需要から必要とされる介護人材数算定のワークシート等を用いるものとする。</p> <p>○ 介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、労働負担の軽減を柱とする総合的な取組を推進することが重要。</p> <p>○ 国や大阪府と連携し、地域の特色を踏まえた人材の確保及び資質の向上に取組んでいくことが重要。</p> <p>○ 生活支援等の担い手については、生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、高齢者の社会参加等を進め、地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくことが重要。</p> <p>★ 研修の機会の確保等により、地域包括支援センター職員等のスキルアップ等の取組が重要。</p> <p>★ 介護支援専門員の資質向上や、地域課題に対応する法定外研修を実施することが重要。</p>

● 施策・事業の取組状況	○ 制度改正等に伴う課題や国の指針
★ 大阪府の指針	◇ アンケート調査からの課題

取組の状況と課題等
<p><高齢者アンケート調査から></p> <p>◇要介護等認定者の介護保険サービスの利用率は、全体では60.9%。要支援1・2が48.0%、要介護1・2が62.8%、要介護3以上が74.7%。</p> <p>◇要介護等認定者で、現時点で施設等へ入所・入居を「検討している」は、全体では17.0%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が10.4%で、合わせて【施設等希望】が27.4%。【施設等希望】は、要支援1・2が19.2%、要介護1・2が27.0%、要介護3以上が39.0%。</p>

●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

(2) 家族介護への支援

基本施策	施策・事業名	評価
① 介護者支援の推進	1) 介護知識についての情報提供	B
	2) 介護用品支給等事業の推進	B
	3) 家族介護慰労事業の推進	B
	4) 介護者家族の会の立ち上げについての検討	B

取組の状況と課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 4 施策・事業すべて「B評価：実績維持」。 ● 「介護用品支給等事業の推進」では、継続して事業を実施。 <延べ利用者数> H27年度：396人 H28年度：386人 ● 「介護者家族の会の立ち上げについての検討」では、認知症カフェの設置に向けて、進めている。 <p>○地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、企業や労働施策担当部門との連携など、地域の実情を踏まえ、家族等への相談・支援体制の強化が重要。</p> <p><高齢者アンケート調査から></p> <p>◇要介護等認定者で家族や親族からの介護が「ほぼ毎日ある」は、全体では41.8%。要支援1・2が17.6%、要介護1・2が56.4%、要介護3以上が49.5%。</p> <p>◇主な介護者は、全体では「子」(47.2%)、「配偶者」(33.3%)、「子の配偶者」(11.0%)など。</p> <p>◇主な介護者との同居状況は、「同居している」は全体では66.0%、要支援1・2が48.7%、要介護1・2が72.2%、要介護3以上が72.6%。ひとり暮らしで「別居で行き来に15分以上かかる」は44.1%。</p> <p>◇要介護認定者の介護者が不安に感じる介護等は、「外出の付き添い、送迎等」(29.1%)、「認知症状への対応」(27.7%)、「入浴・洗身」(23.0%)など。 ⇒ 認知症への適切な対応の理解啓発</p> <p>◇要介護認定者で、介護者の仕事と介護の両立や介護負担の軽減のために要望するサービスは、「必要な時にショートステイが利用できる体制の整備」(41.8%)がトップ、次いで「緊急時に夜間の泊まりができる施設の増設」及び「24時間対応の在宅サービス(訪問介護、訪問看護、デイサービスなど)」(各35.8%)など。</p>

●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

(3) 介護保険制度の適正・円滑な運営

基本施策	施策・事業名	評価
① 介護保険制度の普及啓発	1) 介護保険制度等の普及啓発	B
	2) 介護保険料算出等についての周知	B
② 適切な要介護等認定の推進	1) 認定調査員、認定審査会委員の研修の充実	B
	2) 認定調査体制の充実	B
	3) 公平・公正で適正な要介護等認定審査	B
③ 介護サービスの質の向上	1) 介護支援専門員の養成と資質の向上	B
	2) 介護保険事業者連絡会の支援	B
	3) 立入調査権の効果的な行使	B
	4) 介護サービス事業者への指導・助言	B
	5) 地域密着型サービスに係る運営基準	B
	6) 介護サービス評価システムの導入	B
	7) 介護保険関係事業者連絡会を通じたサービス情報の提供（再掲）	B
	8) 認知症高齢者グループホーム等第三者評価支援	B
	9) 介護給付適正化に向けた取組の推進	B
	10) 地域密着型サービスについての広域における指導	B
④ 介護サービス利用支援	1) 介護サービス情報の提供	B
	2) サービスに関する相談・苦情体制の強化	B
	3) 地域包括支援センターにおける利用者・介護者への支援の充実	B
	4) 介護保険料の負担額の軽減	B
	5) 社会福祉法人等による利用者負担額減免措置制度の利用促進	B
	6) 介護サービス利用者負担額の軽減制度の周知	B

取組の状況と課題等
<ul style="list-style-type: none"> ●21施策・事業すべて「B評価：実績維持」。 ●「B評価」のうちの「認定調査員、認定審査会委員の研修の充実」では、認定調査員には大阪府が開催する研修への参加を促している。調査票を全件確認し、各調査項目の理解に誤りがある場合は随時指導を実施。また、認定審査会委員に対しては、新規就任時に新規研修及び、審査会見学を実施し、現任委員には毎年の総会時に審査方法についての確認を実施。 ●「認定調査体制の充実」では、認定申請時に必ず調査時の同席者を確認。また、必要に応じ、筆談の利用などにより意思疎通を図り、不明な点に関しては、その他関係者への聞き取りも実施。 ●「立入調査権の効果的な行使」では、広域事業者指導課により事業者による集団指導、実地指導を実施。 ●「介護サービス評価システムの導入」では、集団指導時に広域事業者指導課より、第三者評価の利用周知を実施。

●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

取組の状況と課題等

- 「認知症高齢者グループホーム等第三者評価支援」では、地域密着型サービス事業者は、評価機関による外部評価の受審が義務付けられている。なお、平成27年度改正により、小規模多機能型居宅介護事業所は外部評価対象から外れたが、自己評価を行い、報告することとなっている。
 - 「介護給付適正化に向けた取組の推進」では、3か月毎に、利用者に対し、自身の利用実績のわかる介護給付費通知書を郵送し、請求内容を確認してもらっている。
 - <延べ通知者数>
 - H27年度：3,382人 H28年度：3,566人
 - 住宅改修工事の事後点検を実施。
 - <点検件数>
 - H27年度：21件 H28年度：22件
 - ケアプランの点検・評価を実施。
 - <点検件数>
 - H27年度：180件 H28年度：288件
 - 「サービスに関する相談・苦情体制の強化」では、町介護相談窓口、地域包括支援センターでの苦情相談対応はもとより、社会福祉法人に老人介護支援センターを委託することにより、24時間365日の相談対応ができるようにしている。また、必要に応じ、行政不服審査請求等についても案内し、通知書等にも問い合わせ先を明記。
 - 「介護サービス利用者負担額の軽減制度の周知」では、制度改正時に、広報及びチラシによる周知を行い、対象者には勧奨を実施。
- 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進
- データ分析に基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - 適切な指標による実績評価
インセンティブの付与 等を法律により制度化
- ★介護給付等対象サービスの適切な利用を促進するため、様々な広報媒体を活用し、住民等への制度周知に取り組むことが重要。
- 介護給付適正化の具体的な取組の内容及び実施方法とその目標等を定めることが求められている。必須の取組内容として、主要5事業「認定調査状況チェック、ケアプランチェック、住宅改修実施調査、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知」が例示。
- ★認定調査員への個別具体的な研修の実施や、要介護認定の平準化に向けた取組の強化が必要。
- 下記の①～④の取組を繰り返し行い、保険者機能を強化していくことが重要。また、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、周知していくことが重要。
- ① 地域の実態把握・課題分析の実施。
 - ② ①を踏まえ、地域における共通の目標を作成し、その達成に向けた具体的な計画を作成。
 - ③ ②の計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、他職種連携の推進、効率的なサービス提供を含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取組を推進。
 - ④ ③の実績を評価して、計画について必要な見直しの実施。

●施策・事業の取組状況	○制度改正等に伴う課題や国の指針
★大阪府の指針	◇アンケート調査からの課題

取組の状況と課題等

- ★介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、地域密着型サービスや指定権限が移譲されたサービスについては、事業者に対する指導・助言に取り組むとともに、保険者の立場から適切な調査権限を活用した指導に取り組むこと。また、事業者への指導に当たっては、大阪府と十分に連携して対応すること。福祉サービスを提供する事業者が、利用者の安心・信頼を獲得するため、質の向上を図ることが重要であり、そのため、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場で行う第三者評価の受審促進に努め、評価結果を公表するよう、その重要性を積極的に周知すること。
- ★利用者負担額軽減制度について、管内における本制度未実施の事業者に対し、趣旨を周知するなど、真に負担軽減を必要とする被保険者が制度を利用できるよう、活用促進に努めるものとする。

●施策・事業の取組状況

○制度改正等に伴う課題や国の指針

★大阪府の指針

◇アンケート調査からの課題